

特定秘密保護法の施行で、政府の行きすぎた情報隠しを市民がチェックできず、ジャーナリズム活動も難しくなる恐れが高まる。安全保障・集団的自衛権と情報公開の二つの観点から、専門家に問題点を聞いた。

権力監視

シンクタンク事務局長

猿田佐世 弁護士

自衛隊を海外派遣したイラク戦争で、米国は当時のフセイン政権が大量破壊兵器を隠し持っているとして戦争を始めた。しかし大量破壊兵器は発見

ない。沖縄には米軍の軍用機の離着陸や基地の新たな施設建設などを監視する人々がいる。私たちのシンクタンク「新外交イニシアティブ」は、米海兵隊が一年の半分は沖縄にいないなどの実態調査や、グアムに八千人移転した場合に残る部隊の役割分析などをした。

されず、米情報機関の情報が誤りだったと分かった。将来、集団的自衛権が行使されようとするとき、その判断が本当に正しいかを皆で考えるために必要な情報が、特定秘密保護法によって得られない可能性がある。本当に「わが国の存立を危険に陥れるような事態」なのかと疑問を持っても、そう問うこと自体が罪になったり、そもそも情報が出てこなかったりする。

在日米軍の問題などを市民が考える上でも、秘密保護法が障害になりかね

沖縄県名護市長の訪米も企画し、米政府当局者や日米関係に影響力を持つ有力者に「辺野古に基地は不要だ」と訴えた。その際には、海兵隊が沖縄にいらなくても、米軍の抑止力は今と同レベルで維持できるという現実的な提案もした。秘密保護法の指定対象には「自衛隊の運用で、米軍との運用協力に関するもの」や外国から提供された情報などが含まれる。沖縄の人々や私たちの取り組みの基になる調査も罪に問われかねない。議論を続け、法の問題点を見直すべきだ。



さるた・さよ 1977年生まれ。早稲田大を卒業し、2002年に弁護士登録。国際人権問題に取り組む。07年に渡米し、コロンビア大のロースクールを修了。09年ニューヨーク州弁護士登録。12年アメリカン大学国際関係学部で国際政治・国際紛争解決学修士号を取得。

安全保障 集団的自衛権 判断奪う